

(別紙)

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐 採 す る 者 :

森林の所在場所 :

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮し伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	☐
(2) 林地保全に配慮した森林作業道・土場の配置・作設 ① 森林作業道・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、森林作業道・土場の配置を必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など森林作業道の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④ 森林作業道・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤ 森林作業道の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 森林作業道・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨ 森林作業道は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩ 伐採区域のみで森林作業道の適切な配置が困難な場合には、立会のうえ調整し隣接地を経由する。	☐
(3) 周辺環境への配慮 ① 森林作業道・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ② やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ線形及び作業時期の変更等を実施する。 ② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の森林作業道・土場の配置とする。	☐

チェック項目	確認
(5) 路面の保護と排水の処理 ① 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ② 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤ 洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥ 曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	☐
(6) 切土・盛土 ① 森林作業道の幅員及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③ 切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。 ⑤ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するように適切に行う。 ⑥ 盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。 ⑦ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	☐
(7) 作業実行上の配慮 ① 森林作業道・土場は、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	☐
(8) 事業実施後の整理 ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。 ② 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ③ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。 ④ 枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ⑤ 森林作業道・土場は横断溝等の排水処置を行う。 ⑥ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑦ 伐採現場を引き上げる前に、森林作業道・土場の枝条等の整理の状況について森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

宅地造成等規制法の一部を改正する 法律（令和4年法律第55号）について — 盛土規制法 —

【公布：R4.5.27 / 施行：R5.5.26】

国土交通省 都 市 局
農林水産省 農村振興局
林 野 庁

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

- ◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**
 - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
 - ※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応
- ◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

1. スキマのない規制

規制区域

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
 - **宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
 - **特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

規制対象

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**
 - ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

（参考）改正前の宅地造成工事規制区域

【規制対象】

- 宅地を造成するための盛土・切土



【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定

<宅地造成工事規制区域（改正前）のイメージ>



新制度による規制区域

【規制対象】

※（下線部）：規制を強化する部分

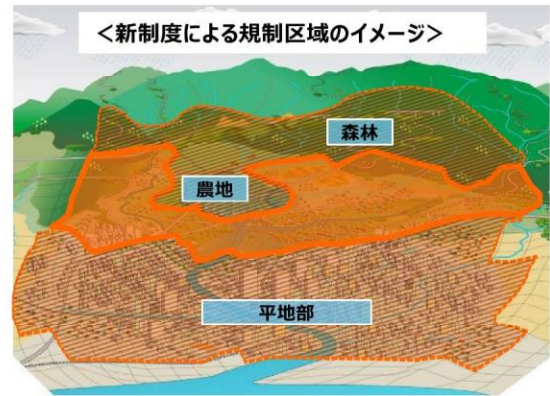
- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積



【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

<新制度による規制区域のイメージ>



2

2. 盛土等の安全性の確保

許可基準・手続

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
 - ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

中間検査 完了検査

- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
 - ①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

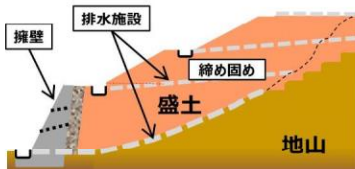
※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

■災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

（主な安全基準）

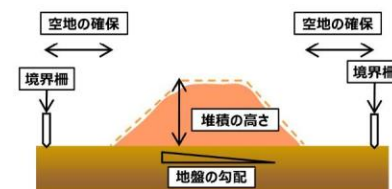
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



<一時的な堆積>

（主な安全基準）

- ✓ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 空地の確保 等



■施工中・完了時の安全確認

工事の許可

工事着手

○中間検査

例：排水施設の設置

工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査



○完了検査

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等

工事完了

○定期報告

工事の施工状況について、数ヶ月ごとに報告
例：土石の堆積量 等

3

3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、**原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**

工事の適正な施工

施工後の適正な管理

造成主

工事施工者

土地所有者等

常時安全な状態に
維持する責務

管理責任の明確化

原因行為者※

(※過去の土地所有者等)

・無許可での盛土
・安全基準違反
・検査の受検義務違反
等の違反があった場合

●**施工停止命令**
●**災害防止措置命令**
(擁壁の設置等)

管理不全等により
安全性に問題が
生じている場合

●**改善命令**
(擁壁の設置等)

機動的な是正命令

都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等場合には、都道府県知事等が代執行。

※ 都道府県知事等による適時適切な命令発出がなされるよう、緊急時においては国が都道府県知事等に対して指示を行うことを可能に。

○無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下）**

実効性のある罰則

○法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置 **（最大で3億円以下）**